

答 申

1 審査会の結論

市長直轄組織駅周辺にぎわい創生課が令和6年12月20日付けで行った、個人情報の部分開示の決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和6年12月11日に石岡市情報公開条例（平成17年石岡市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、審査請求人が行った「令和6年1月21日（日）及び令和6年11月24日（日）開催の複合文化施設（新市民ホール）シンポジウムアンケート」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示を求める請求に対し、市長直轄組織駅周辺にぎわい創生課（以下「処分庁」という。）が令和6年12月20日付けで行った部分開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の本件審査請求の理由は概ね次のとおりである。

ア （情報部分公開決定通知書では、）自由記述欄を、石岡市情報公開条例第9条第1項第1号に該当するとの理由で一部非公開としているが、シンポジウムは市報等により市民に対し事前に周知されており、友人知人等から聞知し、その旨記載したとしても、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」には当てはまらないと考える。

イ 自由記述欄を、石岡市情報公開条例第9条第1項第1号に該当するとの理由で一部非公開としているが、シンポジウムの趣旨からすれば、自由記述欄を一律に非公開にすることは、条例の目的に反すると考えます。アンケートの記載方法については、個人を特定できる氏名等の記載等を求めておりません。アンケート用紙に氏名等が記載されていれば公開を承諾しているものと判断するのが妥当と考える。

ウ 自由記述欄を、石岡市情報公開条例第9条第6号に該当するとの理由で一部非公

開としているが、第6号中に「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上」との条文があるが、シンポジウムはアからオのどれに当てはまるのか。

エ 石岡市協働のまちづくり条例第2条（定義）に「協働のまちづくり 市民、地域コミュニティ、・・・と市が対等な立場を認識し共通する課題解決のために、それぞれの役割を認め合いながら、連携、協力して行う、より良い地域社会づくりをいう。」と規定している。石岡市民一人一人が輝き、石岡に住んでよかったと実感できる歴史ある石岡であるために熟慮たる御審査をお願いしたい。

3 両者の主張

(1) 処分庁の主張

弁明書での処分庁の主張は、以下のとおりである。

ア 当該非公開箇所を公にすると、筆跡や年代、性別、職業などの情報と合わせることで、一定の範囲の者が回答者である特定の個人を識別しうる可能性があると考えられる。また、自筆での記載となっていることから、日ごろから回答者の筆跡を見る機会のある者が、開示されている情報と合わせ回答者である特定の個人を識別しうる可能性があると考えられる。当該非公開箇所については、条例第9条第1号の「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）」に該当し、不開示情報であると考えられるため、当該項目を非公開とした部分公開対応が妥当である。

イ 非公開箇所は、条例第9条第1号でいう「個人に関する情報」であると考えられ、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えられるため、当該項目を非公開とした部分公開対応が妥当である。

ウ 当該非公開箇所を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後市が実施する同種のアンケート調査などへの協力を躊躇し、本音や率直な意見を記載しなくなるによりアンケート調査が回答者の意見を正確に反映しなくなる、またアンケートそのものに協力しないことがおこることなどの事象がおこり得る。結果として、調査事業の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があると考えられる。以上のことなどから、当該非公開箇所については、条例第9条第6号「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情

報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の内、「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当すると判断した。

エ この指摘については、審査庁による審査に対する審査請求人の意見にとどまると考えられるので、これに対する弁明は不要と判断。

(2) 審査請求人の主張

令和7年4月1日の口頭意見陳述での審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 個人の特定がされるということだが、アンケートは、無記名でやっており、どこで回答したか、どこで知ったか、公表されているものであり、個人情報には該当しない。

イ アンケート結果は基本的に情報公開すべき文書だと考えとし、石岡市まちづくり条例第2条で、「市民と市の方の関係が、対等な立場でよりよい地域社会を目指す」とある。

ウ 1月20日付の公開文書と新たに3月27日で求めたものと内容が違う。最初に求めたについては、裏面がなかった。

反論書での審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 閲覧した際に、自由記述欄以外に他の項目と突合すれば個人を特定できる回答内容のものもあった。アンケート用紙のどこに記載されていようと、その内容が条例の各条に該当するかどうかを判断すべきである。石岡市情報公開条例第1条の目的に基づき、全回答用紙の精査をお願いしたいと主張する。また、4件の非公開文書（No.86、No.34、No.50、No.84）は、個人を特定できるものではない。全回答用紙を突合し公開部分と非公開部分の整合性の確認をお願いしたい。

イ 弁明書では、個人の思想や信条に関する情報であるため、公開できないとしているが、内容にかかわらず一律非公開となっているため、弁明書記載のと通りの非公開すべきものなのか、又は部分公開すべき部分があるのか精査・分別すべきと考える。

ウ 無記名方式でアンケートの公開を前提としておらず、公開を望まない回答者が一

定数いるため、公開できないとしているが、シンポジウムとは意見交換をする形態であり、公開を望む回答者又はどちらでも異論がない回答者がほとんどだと考える。

「石岡市複合文化施設整備に関する市民アンケート調査結果報告書」（令和４年６月駅周辺にぎわい創生課作成）の場合、アンケートを依頼する際に公開承諾の手続きを行ったのか確認していただきたい。そもそも本アンケート内容で業務に支障を及ぼすような回答が存在するのか疑問である。アンケート内容に対する評価、取扱い等の公開は業務に支障があると認めるが、アンケート結果そのものは業務に支障がある文書とは考えられないので、再度弁明を求める。弁明書では、当該非公開箇所は、条例第９条第６号の「ウ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するため、公開できないとしている。ならば、調査研究と考えられる高校生のワークショップ、聴衆者に意見を求めない有識者のパネルディスカッション部分を公開したか、弁明を求める。

エ 石岡市協働まちづくり条例は、石岡市のまちづくりの憲法的価値を有するものとする。各種行政行為の基本理念・行動指針を明らかにしており、同条例は一般法と考えられ、全ての行政行為（行政処分）に適用するものとする。よって石岡市情報公開条例は特別法的位置付けとする。守らなければならない「法」であり、逸脱した場合は、違法行為・不法行為にもなり得ると考える。

4 審査会の経過

令和７年３月17日 審査請求人からの審査請求書の受付

令和７年４月１日 審査

令和７年４月８日 実施機関からの弁明書の受付

令和７年４月28日 審査請求人からの反論書受付

令和７年５月21日 審査

令和７年７月７日 審査、決定

5 審査会の判断

(1) 部分開示理由の検討

ア 複合文化施設に関するシンポジウムのアンケート中、「複合文化施設に対するシンポジウムの開催はどこでお知りになりましたか」の“その他”欄について、アン

ケート用紙No.86、No.34、No.50、No.84の非公開部分については、弁明書のとおり、「当該非公開箇所を公にすると、すでに開示されている情報である筆跡や年代、性別、職業などの情報と合わせることで、一定の範囲の者が回答者である特定の個人を識別しうる可能性がある」と考えられる。よって当該箇所については石岡市情報公開条例第9条第1項の「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、部分公開対応が妥当であると判断する。

イ 複合文化施設に関するシンポジウムのアンケート中「その他、複合文化施設に対するご意見・ご要望などございましたら、ご記入ください」欄及び新市民ホールシンポジウムのアンケート中「その他、新市民ホールに対するご意見・ご要望などございましたら、ご記入ください」欄について、この自由記述欄の非公開内容は、個人の意見・感想が述べられており、それは個人の思想・信条に該当し、条例第9条第1号の「個人に関する情報」であると考えられる。その為、記入者本人について、個人の思想や信条に関する情報は本人の許諾なくして知られることはないという権利利益を侵害し、かつ、それにより精神的苦痛をうける恐れがあり、部分公開対応が妥当であると判断する。

ウ 処分庁が、アンケート結果を集約し、集約したデータ等を公表する工夫も必要であると思慮するが、本アンケートについては、事前に公表することを示しておらず、回答者が公開されることを前提に回答したとは考え難い。公開された場合、弁明書にあるとおり「今後に市が実施する同種のアンケート調査などへの協力を躊躇し、本音や率直な意見を記載しなくなるにより、アンケート調査が回答者の意見を正確に反映しなくなる、またアンケートそのものに協力しないことがおこる」ことも考えられ、今後の同種ないし類似の調査事業に支障が生じるおそれがあるため、条例第9条第6号ウ「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するとの判断も妥当である。

エ 石岡市協働のまちづくり条例に関する意見は、原処分の取り消しに係る審査請求の理由ではないと判断する。

以上のことから、処分庁が本件審査請求文書を部分開示とした決定は、妥当であると判断する。